

(仮訳)

国連持続可能な開発のための教育の10年

国連総会決議

(序文)

- ・国連総会は、1992年6月3日から14日にかけてブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議において採択された、教育、人々の認識及び訓練の推進に関するアジェンダ21の第36章を想起し、
- ・持続可能な開発委員会が1996年の第4会期で採択し、1998年の第6会期で完成させた、教育、人々の認識及び訓練の推進に関する作業計画を想起し、
- ・持続可能な開発に関する世界首脳会議の実施計画(ヨハネスブルグ実施計画)の持続可能な開発を促進するための教育に関連するパラ、特にパラ124を想起し、
- ・2002年12月20日の第57回国連総会決議57/254及び2003年12月23日の第58回国連総会決議58/219を想起し、
- ・「国連持続可能な開発のための教育の10年」が2005年1月から開始されることを強調し、
- ・持続可能な開発委員会が第11会期において、教育を同委員会の多年度作業計画の横断的事項の一つに特定したことを歓迎し、
- ・普遍的な初等教育を達成する、特に、2015年までに、全ての地域の児童が、男子も女子も同様に、初等教育課程を完全に修了出来るようにし、また、全ての段階の教育についての男子と女子の均等な機会を確保するという、国際的に合意された開発目標を再確認し、
- ・第59回国連総会における、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の準備状況に関するユネスコからの口頭による報告に留意し、

- ・国際防災戦略の実施に関する国連事務総長報告、特に2005年1月に開催される世界防災会議のテーマ「リスクとの共存を学ぶ」に関して、「国連持続可能な開発のための教育の10年」と関連した、教育と認識に焦点をあてる必要性についての言及に留意し、
- ・教育は持続可能な開発を達成する上で必要不可欠な要素であることを強調し、

(主文)

1. 「持続可能な開発のための教育」が持続可能な開発を推進するために極めて重要であることを再確認する。
2. ユネスコが指名されたリーダーエージェンシーとして、他の国連諸機関と調整しつつ、また、開発途上国の特殊な必要性を考慮し、「国連持続可能な開発のための教育の10年」を促進することを要請する。
3. ユネスコが、世界教育フォーラムで採択された「ダカール行動枠組」及び「国連識字の10年」等既存の教育プロセスとの関係を明確にしつつ、各国政府、国連及び関係国際機関、NGO、その他のステークホルダーと協議し、可能な限り早期に、好ましくは本件10年の開始までに、国際実施計画案を策定し終えるよう求めることを国連事務総長に要請する。
4. ユネスコ事務局長が国際実施計画案をその最終の検討と採択のためにユネスコの運営組織に提出するよう求めることを国連事務総長に要請する。
5. 各国政府に対し、国際実施計画の完成と採択を特に基礎として、h、「国連持続可能な開発のための教育の10年」を実施するための措置をそれぞれの教育システム及び戦略、また適当な場合には開発計画に盛り込むことを検討するよう奨励する。
6. 各国政府に対し、特に「国連持続可能な開発のための教育の10年」の開始に際して、市民社会及び他の関連ステークホルダーが関与する協力や取組等を通じ、この10年に関する人々の認識及びより広い参加を促進するよう呼びかける。
7. ユネスコ事務局長が、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の実施

に関する中間報告を準備し、第65回国連総会の「国連持続可能な開発のための教育の10年」と題する副議題の下に提出するよう呼びかけることを国連事務総長に要請する。

(了)